

東海市告示第37号

令和6年度東海市身体障がい者用自動車改造費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市身体障がい者用自動車改造費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障がい者が就労、通院等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する経費を補助することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第91条の規定により自動車を運転するについて必要な条件（以下「免許の条件」という。）を付されたもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 就労、通院等に伴い、自らが所有し、かつ、運転する自動車の操向装置、駆動装置等の改造（免許の条件を満たすために必要な改造に限る。以下「自動車改造」という。）を行う必要がある者
- (2) 当該年度（1月から5月までの間は、前年度）の市民税の課税所得の金額が、自動車の改造を行う月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、自動車改造に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、自動車改造に要する額とし、10万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 自動車改造を行う業者の見積書（改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）

(2) 運転免許証の写し

（補助金の変更申請）

第6条 前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第7条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を内定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（完了届）

第8条 前条の通知を受けた者（以下「受給決定者」という。）は、自動車改造が完了したときは、完了の日から起算して14日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに完了届を市長に提出しなければならない。ただし、当該期日までに提出できないときは、完了（見込）届を提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により完了（見込）届を提出した受給決定者は、その内容に従い改造が完了したときを除き、同項本文の規定による期日経過後、速やかに完了届を提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第9条 市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに補助金の額を確定し、受給決定者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 受給決定者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書に施行業者の請求書及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証のそれぞれの写しを添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部

若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。